

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成27年2月13日提出

【発行者名】 ばんせい投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮田 琢磨

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目21番2号
茅場町タワー

【事務連絡者氏名】 高橋 美沙
連絡場所：東京都中央区新川一丁目21番2号
茅場町タワー

【電話番号】 03 - 3523 - 8118

**【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】** 中小型バリュー

**【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】** 500億を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で、半期報告書を提出しましたので、平成26年7月17日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年10月28日および平成26年12月1日の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」という。）の関係情報を更新するため、また、記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、関係事項を下記のとおり訂正を行うものがあります。

2【訂正の内容】

原届出書の記載事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

＜訂正前＞

平成26年7月18日（金）から平成27年7月17日（金）までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

＜訂正後＞

平成26年7月18日（金）から平成27年7月17日（金）までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドは、受益権の残存口数が信託約款第43条第7項に規定する口数（3億口）を下回る状態が継続しており、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断したため、信託約款の規定に基づき、平成27年4月30日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。

平成27年2月13日から平成27年3月17日までに異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、公告日（平成27年2月12日）現在の受益権口数の2分の1を超えない場合は、平成27年4月30日に当ファンドは繰上償還となります。なお、ファンドの取得申込最終日は平成27年4月22日（水）までとさせていただきます。（販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

また、異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が2分の1を超えた場合は、当ファンドは繰上償還いたしません。この場合、繰上償還しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに弊社ホームページにて公告し、書面にてご報告いたします。

(12)【その他】

＜訂正前＞

（略）

（参考）

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

＜訂正後＞

（略）

（参考）

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

信託終了（繰上償還）の予定について

当ファンドは、受益権の残存口数が信託約款第43条第7項に規定する口数（3億口）を下回る状態が継続しており、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断したため、信託約款の規定に基づき、平成27年4月30日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。

平成27年2月13日から平成27年3月17日までに異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、公告日（平成27年2月12日）現在の受益権口数の2分の1を超えない場合は、平成27年4月30日に当ファンドは繰上償還となります。なお、ファンドの取得申込最終日は平成27年4月22日（水）までとさせていただきます。（販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

また、異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が2分の1を超えた場合は、当ファンドは繰上償還いたしません。この場合、繰上償還しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに弊社ホームページにて公告し、書面にてご報告いたします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの性格】

ファンドの特色

<訂正前>

(略)

ヘッジを目的として、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。

<訂正後>

(略)

ヘッジを目的として、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。

（ご参考情報）



ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率 (%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	17.2	12.3	16.6	11.8	2.3	7.5	13.0
最大値	60.1	65.0	60.8	78.8	4.5	34.9	41.6
最小値	-10.7	-17.0	-15.5	-24.7	0.4	-12.7	-7.0

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

[出所：QuickまたはBloombergのデータを基にばんせい投信投資顧問作成]

各資産クラスの指数（詳細は次頁をご参照ください。）

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス（円ベース）
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス（円ベース）
日本国債	NOMURA-BPI 国債
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス（円ベース）

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

資産クラス	対象指数
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
	東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス（円ベース）
	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス（円ベース）
	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債
	NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 国債は野村證券株式会社の知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
	シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されているインデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権とその他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。
新興国債	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス（円ベース）
	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されているインデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権とその他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社の概況（平成26年10月14日現在）

・資本金の額

現在の資本金の額 5億4,200万円

(略)

・大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ばんせいホールディングス株式会社	東京都中央区新川一丁目21-2茅場町タワー	21,280株	100.00%

<訂正後>

委託会社の概況（平成26年12月末日現在）

・資本金の額

現在の資本金の額 5億5,200万円

(略)

・大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ばんせいホールディングス株式会社	東京都中央区新川一丁目21-2茅場町タワー	21,680株	100.00%

2【投資方針】

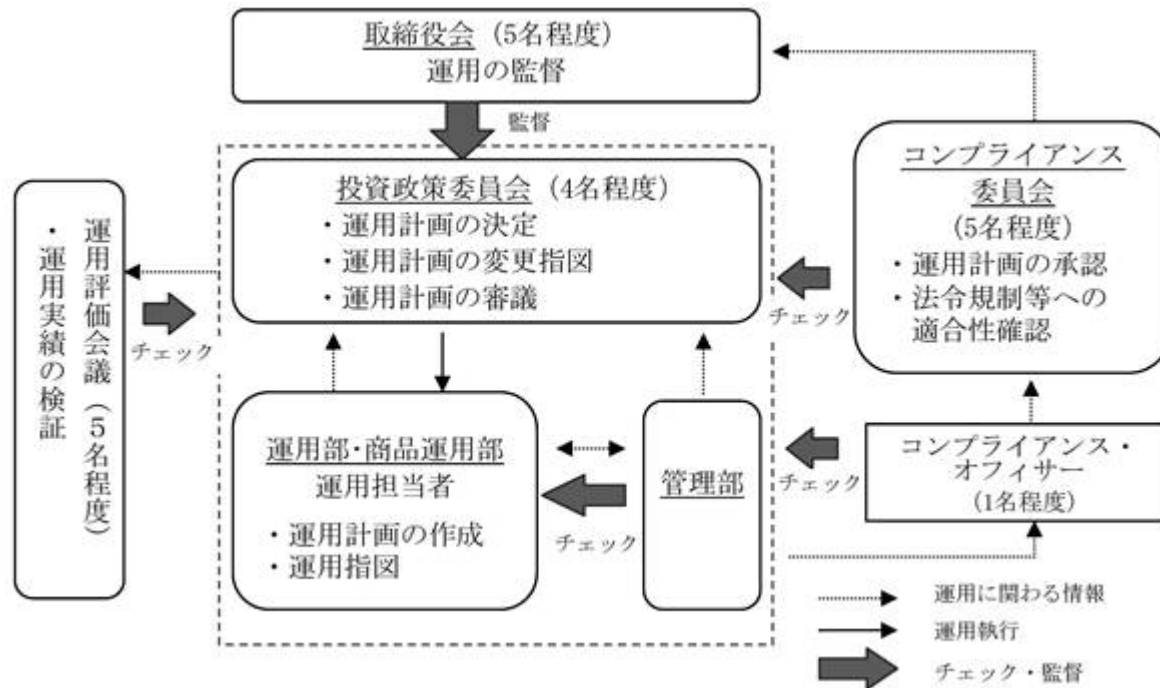
(3)【運用体制】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制」を次の内容に訂正・更新します。

< 更新後 >

当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



運用体制は、今後変更になる場合があります。

運用の流れ

(1) 運用計画策定

a. 投資候補銘柄の選定

当ファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式を組入れます。

(参考) 投資候補銘柄の選定

委託者の定める投資適格の基準を満たした、わが国の株式（日本国内の各金融商品取引所上場株式）の中から、主に「割安性」を重視しながら個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資候補銘柄を選定します。

b. 投資銘柄の決定

投資候補銘柄の中から、さらに、委託者の運用担当者等の個別企業リサーチによる情報収集、分析、評価を経て、株価水準、業種配分、時価総額等を考慮の上、投資銘柄を決定します。

c. 運用計画の決定プロセス

運用計画は、委託者の運用担当者が、部内における市場環境についての討議等を経て様々な情報を得て起案し、投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議し決定しますが、運用方針等に適合しない場合、運用計画の変更指図をします。投資政策委員会において決定された運用計画は、コンプライアンス委員会において法令、信託約款および社内規程等への適合性を確認したうえで承認され、運用の執行が行われます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、管理部、コンプライアンス・オフィサーがチェックを行います。管理部は問題があった場合にはコンプライアンス・オフィサーに報告します。また、運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託会社の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図をします。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、投資政策委員会に提出します。

〔2〕**運用指図**

投資政策委員会で決定し、コンプライアンス委員会で承認された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

〔3〕**リスク管理および運用成果のチェック**

委託会社の運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託会社の管理部長が日々チェックしており、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告しています。また、運用実績のチェックは投資政策委員会および運用評価会議において定期的に行います。

運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

(5) 【投資制限】

<訂正前>

(略)

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(略)

__同一銘柄の株式への投資割合

(略)

__同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

(略)

__同一銘柄の転換社債等への投資割合

(略)

__外貨建資産への投資割合

(略)

__投資する株式等の範囲

(略)

__信用取引の指図範囲

(略)

__有価証券の貸付けの指図および範囲

(略)

__公社債の借入れ

(略)

__資金の借入れ

(略)

__同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託および投資法人に関する法律第9条）

(略)

<訂正後>

(略)

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(略)

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

__同一銘柄の株式への投資割合

(略)

__同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

(略)

__同一銘柄の転換社債等への投資割合

(略)

__外貨建資産への投資割合

(略)

__投資する株式等の範囲

(略)

__信用取引の指図範囲

(略)

__有価証券の貸付けの指図および範囲

(略)

__公社債の借入れ

(略)

__資金の借入れ

(略)

__同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託および投資法人に関する法律第9条）

(略)

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の108の率（1.08%）（税抜き1.0%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託会社	純資産総額に対し年0.6696%（税抜 0.62%）
	販売会社	純資産総額に対し年0.324%（税抜 0.30%）
	受託会社	純資産総額に対し年0.0864%（税抜 0.08%）

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

<訂正後>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の108の率（1.08%）（税抜き1.0%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.6696%（税抜0.62%）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等
販売会社	0.324%（税抜0.30%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	0.0864%（税抜0.08%）	ファンドの保管・財産の管理、委託会社からの指図の実行等

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

平成26年5月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記（5）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

(略)

<訂正後>

(略)

平成26年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記（5）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

(略)

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

以下は平成26年12月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	48,068,400	90.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	5,237,377	9.83
合計(純資産総額)		53,305,777	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細（評価額上位30銘柄）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	日本セラミック 日本	株式 電気機器	1,100	1,674 1,841,400	1,788 1,966,800	- -	3.69%
2	ヒト・コミュニケー ションズ 日本	株式 情報・通信業	1,100	1,719 1,890,900	1,757 1,932,700	- -	3.63%
3	ショーボンドHD 日本	株式 建設業	400	4,485 1,794,000	4,715 1,886,000	- -	3.54%
4	コクヨ 日本	株式 その他製品	2,000	840 1,680,139	902 1,804,000	- -	3.38%
5	三菱鉛筆 日本	株式 その他製品	500	3,280 1,639,842	3,605 1,802,500	- -	3.38%
6	鴻池運輸 日本	株式 陸運業	700	1,744 1,220,800	2,476 1,733,200	- -	3.25%
7	ニチユ三菱フォークリ フト 日本	株式 輸送用機器	2,200	639 1,405,800	765 1,683,000	- -	3.16%
8	ジャフコ 日本	株式 証券、商品先物取引業	400	3,985 1,594,000	4,165 1,666,000	- -	3.13%
9	日本電産 日本	株式 電気機器	200	5,708 1,141,600	7,851 1,570,200	- -	2.95%
10	鳥貴族 日本	株式 小売業	200	6,155 1,230,929	7,790 1,558,000	- -	2.92%
11	あいホールディング ス 日本	株式 卸売業	700	2,003 1,401,989	2,136 1,495,200	- -	2.81%
12	東祥 日本	株式 サービス業	500	2,207 1,103,689	2,743 1,371,500	- -	2.57%
13	JUKI 日本	株式 機械	3,000	348 1,044,787	433 1,299,000	- -	2.44%
14	デジタルガレージ 日本	株式 情報・通信業	700	1,425 997,500	1,841 1,288,700	- -	2.42%
15	モバイルクリエイト 日本	株式 情報・通信業	1,500	907 1,360,455	842 1,263,000	- -	2.37%
16	本多通信工業 日本	株式 電気機器	900	951 856,244	1,347 1,212,300	- -	2.27%
17	堀場製作所 日本	株式 電気機器	300	3,250 975,000	4,015 1,204,500	- -	2.26%
18	ティア 日本	株式 サービス業	2,000	703 1,406,361	596 1,192,000	- -	2.24%
19	あみやき亭 日本	株式 小売業	300	3,910 1,172,969	3,970 1,191,000	- -	2.23%
20	テンボスバスターズ 日本	株式 卸売業	1,000	1,029 1,029,176	1,190 1,190,000	- -	2.23%
21	コムシスホールディ ングス 日本	株式 建設業	700	1,739 1,217,302	1,660 1,162,000	- -	2.18%
22	日本M&Aセンター 日本	株式 サービス業	300	2,615 784,500	3,660 1,098,000	- -	2.06%
23	コシダカホールディ ングス 日本	株式 サービス業	600	1,595 957,000	1,759 1,055,400	- -	1.98%
24	メック 日本	株式 化学	1,100	1,113 1,224,707	944 1,038,400	- -	1.95%
25	セーレン 日本	株式 繊維製品	1,100	966 1,062,859	938 1,031,800	- -	1.94%
26	学研ホールディング ス 日本	株式 情報・通信業	4,000	257 1,029,025	256 1,024,000	- -	1.92%
27	竹内製作所 日本	株式 機械	200	2,992 598,400	5,040 1,008,000	- -	1.89%

28	新日本空調	株式	1,000	877	990	-	1.86%
	日本	建設業		876,829	990,000	-	
29	キューソー流通システム	株式	700	1,338	1,393	-	1.83%
	日本	倉庫・運輸関連業		936,262	975,100	-	
30	日立マクセル	株式	500	1,810	1,887	-	1.77%
	日本	電気機器		905,000	943,500	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資株式の業種別投資比率

種類	業種	投資比率
株式	電気機器	14.29%
	サービス業	12.30%
	情報・通信業	12.04%
	建設業	7.58%
	その他製品	6.77%
	卸売業	6.76%
	機械	6.04%
	小売業	5.16%
	化学	3.48%
	陸運業	3.25%
	輸送用機器	3.16%
	証券、商品先物取引業	3.13%
	繊維製品	1.94%
	倉庫、運輸関連業	1.83%
	その他金融業	1.50%
	不動産業	0.94%
合計	90.17%	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年12月末日現在および同日1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当り純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2007年 5月14日)	4,386	4,386	0.8446	0.8446
第2期 (2008年 5月14日)	3,178	3,178	0.5549	0.5549
第3期 (2009年 5月14日)	2,896	2,896	0.3900	0.3900
第4期 (2010年 5月14日)	2,351	2,351	0.4978	0.4978
第5期 (2011年 5月16日)	2,160	2,160	0.4632	0.4632
第6期 (2012年 5月14日)	2,008	2,008	0.4504	0.4504
第7期 (2013年 5月14日)	1,738	1,788	0.6913	0.7113
2013年12月末日	1,577	-	0.7593	-
2014年 1月末日	1,625	-	0.7796	-
2月末日	1,612	-	0.7729	-
3月末日	1,617	-	0.7772	-
4月末日	1,534	-	0.7380	-
第8期 (2014年 5月14日)	1,546	1,546	0.7435	0.7435
5月末日	1,259	-	0.7731	-
6月末日	61	-	0.8089	-
7月末日	54	-	0.8145	-
8月末日	54	-	0.8455	-
9月末日	52	-	0.8499	-
10月末日	51	-	0.8419	-
11月末日	52	-	0.8749	-
12月末日	53	-	0.8815	-

【分配の推移】

期	1口当り分配金
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0200円
第8期	0.0000円

【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	15.5
第2期	34.3
第3期	29.7
第4期	27.6
第5期	7.0
第6期	2.8
第7期	57.9
第8期	7.6
第9期（中間期）	15.3

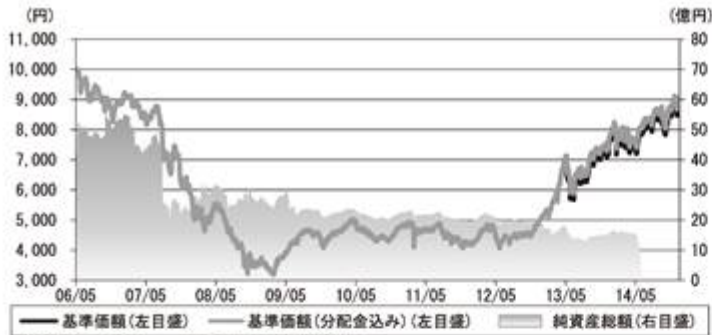
各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	6,850,400,000	1,657,770,000	5,192,630,000
第2期	3,876,630,000	3,342,510,000	5,726,750,000
第3期	3,056,550,000	1,358,040,000	7,425,260,000
第4期	31,460,000	2,734,350,000	4,722,370,000
第5期	17,478,015	77,806,300	4,662,041,715
第6期	12,321,173	215,512,973	4,458,849,915
第7期	20,398,952	1,964,740,915	2,514,507,952
第8期	63,902,563	499,386,530	2,079,023,985
第9期（中間期）	2,382,000	2,021,398,985	60,007,000

(参考資料) 運用実績 (2014年12月末日時点)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後です。

※分配金込み基準価額は、税引き前分配金を単純に合算したものです。

分配の推移

決算日	分配金
第3期 (2009年5月14日)	0円
第4期 (2010年5月14日)	0円
第5期 (2011年5月16日)	0円
第6期 (2012年5月14日)	0円
第7期 (2013年5月14日)	200円
第8期 (2014年5月14日)	0円
設定来累計	200円

(注) 上記分配金は、1万口当り、税引き前です。

主要な資産の状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	48,068,400	90.17
現金・預金・その他資産(負債控除後)	5,237,377	9.83
合計(純資産総額)	53,305,777	100.00

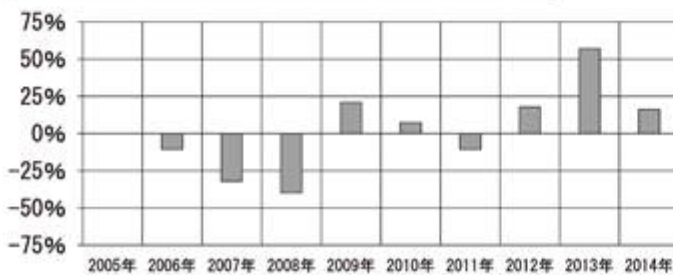
組入上位10銘柄		
順位	銘柄	投資比率(%)
1	日本セラミック	3.69
2	ヒトコミュニケーションズ*	3.63
3	ショーボンHD	3.54
4	ココロ	3.38
5	三菱鉛筆	3.38
6	鴻池運輸	3.25
7	ニチュ三菱フォークリフト	3.16
8	ジャフコ	3.13
9	日本電産	2.95
10	鳥貴族	2.92

※投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

組入上位10業種		
順位	業種	投資比率(%)
1	電気機器	14.29
2	サービス業	12.30
3	情報・通信業	12.04
4	建設業	7.58
5	その他製品	6.77
6	卸売業	6.76
7	機械	6.04
8	小売業	5.16
9	化学	3.48
10	陸運業	3.25

※投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

※2006年は設定時から年末までの収益率を表示しております。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、表紙に記載のホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成28年5月14日まで、または(5) a.、c.、i.、j.、およびl.の規定による信託終了の日までとします。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成28年5月14日まで、または(5) a.、c.、i.、j.、およびl.の規定による信託終了の日までとします。

ただし、「第一部 証券情報 (12) その他 信託終了（繰上償還）の予定について」に記載する手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、信託期間は平成27年4月30日までとなります。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の中間財務諸表を追加します。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下、「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づき、第9期中間計算期間（平成26年5月15日から平成26年11月14日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中小型バリュー】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第9期中間計算期間末 平成26年11月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		14,138,026
株式		42,008,300
現先取引勘定		-
未収入金		449,860
未収配当金		152,350
流動資産合計		56,748,536
資産合計		56,748,536
負債の部		
流動負債		
未払金		3,295,855
未払解約金		616,394
未払受託者報酬		105,372
未払委託者報酬		1,212,146
その他未払費用		99,823
流動負債合計		5,329,590
負債合計		5,329,590
純資産の部		
元本等		
元本		60,007,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		8,588,054
（分配準備積立金）		7,555,394
元本等合計		51,418,946
純資産合計		51,418,946
負債純資産合計		56,748,536

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期中間計算期間 自 平成26年5月15日 至 平成26年11月14日
営業収益	
受取配当金	327,150
受取利息	10,447
有価証券売買等損益	69,439,222
その他収益	679
営業収益合計	69,777,498
営業費用	
受託者報酬	105,372
委託者報酬	1,212,146
その他費用	99,823
営業費用合計	1,417,341
営業利益又は営業損失（ ）	68,360,157
経常利益又は経常損失（ ）	68,360,157
中間純利益又は中間純損失（ ）	68,360,157
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	61,602,685
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	533,213,314
剰余金増加額又は欠損金減少額	518,372,431
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	518,372,431
剰余金減少額又は欠損金増加額	504,643
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	504,643
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,588,054

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第9期中間計算期間 自 平成26年 5月15日 至 平成26年 11月14日	
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合は、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	(1)当ファンドの計算期間は、平成26年5月15日から平成27年5月14日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成26年5月15日から平成26年11月14日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第9期中間計算期間末 平成26年11月14日現在	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	60,007,000口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	8,588,054円
3 中間計算期間の末日における1単位当りの純資産の額	
1口当り純資産額	0.8569円
(10,000口当り純資産額)	8,569円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期中間計算期間 自 平成26年 5月15日 至 平成26年 11月14日	
該当事項はございません。	

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第9期中間計算期間末 平成26年11月14日現在	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p>
2	<p>時価の算定方法 株式及び投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（その他の注記）

1 元本の移動

第9期中間計算期間 自 平成26年 5月15日 至 平成26年 11月14日	
期首元本額	2,079,023,985円
期中追加設定元本額	2,382,000円
期中一部解約元本額	2,021,398,985円

2 デリバティブ取引関係

第9期中間計算期間（平成26年11月14日現在）

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

【純資産額計算書】

平成26年12月30日現在

資産総額	54,043,891円
負債総額	738,114円
純資産総額（ - ）	53,305,777円
発行済数量	60,470,000口
1 単位当り純資産額（ / ）	0.8815円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成26年12月末日現在）

現在の資本金の額	5億5,200万円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	21,680株

直近5ヵ年における主な資本の額の増減：

平成22年 3月26日	資本金	450百万円に増資
平成22年 5月31日	資本金	475百万円に増資
平成23年 3月31日	資本金	499.5百万円に増資
平成24年 3月29日	資本金	514.5百万円に増資
平成25年 3月28日	資本金	522百万円に増資
平成26年 9月30日	資本金	542百万円に増資
平成26年11月21日	資本金	552百万円に増資

(2) 委託会社の機構（本書提出日現在）

会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

(組織図)



2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業内容及び営業の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は平成26年12月末日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	10	3,485
合計	10	3,485

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の該当部分を以下のように訂正するとともに、末尾に添付のように、最近中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表（以下「中間財務諸表」といいます。）が追加されます。

<訂正前>

1. 委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、かがやき監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表については、かがやき監査法人により監査を受けております。
また、第17期事業年度に係る中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表については、かがやき監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成26年9月30日)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		164,701
未収委託者報酬		9,855
未収収益		2,538
前払費用		2,752
立替金		4,392
その他		2
貸倒引当金		1,325
流動資産合計		182,916
固定資産		
有形固定資産		
建物		2,204
減価償却累計額		1,327
建物(純額)		876
器具備品		9,772
減価償却累計額		8,505
器具備品(純額)		1,266
有形固定資産合計		2,143
無形固定資産		
電話加入権		288
無形固定資産合計		288
固定資産合計		2,431
資産合計		185,348
(負債の部)		
流動負債		
預り金		531
未払金		108,898
未払費用		4,319
未払法人税等		1,362
未払消費税等		1,214
賞与引当金		3,905
流動負債合計		120,232
負債合計	1	120,232
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		542,000
資本剰余金		
資本準備金		302,000
その他資本剰余金		1,465
資本剰余金合計		303,465
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		780,350
利益剰余金合計		780,350
株主資本合計		65,115
純資産合計		65,115
負債純資産合計		185,348

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)
区分	注記番号	
営業収益		69,313
営業費用		95,776
手数料等営業経費		41,464
一般管理費	1	54,311
営業損失		26,463
営業外収益		16
受取利息		13
雑収入		2
営業外費用		140
株式交付費		140
経常損失		26,587
特別損失		100,511
和解金		100,511
税引前中間純損失		127,098
法人税、住民税及び事業税		474
中間純損失		127,573

(3) 中間株主資本等変動計算書
円)

(単位：千

	当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	522,000
当中間期変動額	
新株の発行	20,000
当中間期変動額合計	20,000
当中間期末残高	542,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	282,000
当中間期変動額	
新株の発行	20,000
当中間期変動額合計	20,000
当中間期末残高	302,000
その他資本剰余金	
当期首残高	1,465
当中間期末残高	1,465
資本剰余金合計	
当期首残高	283,465
当中間期変動額	
新株の発行	20,000
当中間期変動額合計	20,000
当中間期末残高	303,465
利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	652,779
当中間期変動額	
中間純損失()	127,573
当中間期変動額合計	127,573
当中間期末残高	780,350
株主資本合計	
当期首残高	152,689
当中間期変動額	
新株の発行	40,000
中間純損失()	127,573
当中間期変動額合計	87,573
当中間期末残高	65,115
純資産合計	
当期首残高	152,689
当中間期変動額	
新株の発行	40,000
中間純損失()	127,573
当中間期変動額合計	87,573
当中間期末残高	65,115

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)
1．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日までに取得したものの 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの 定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物 8～15年 器具備品 3～15年
2．繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用としております。
3．引当金の計上基準	イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成26年9月30日）
1. 消費税等の取り扱い 仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
1. 減価償却実施額 有形固定資産 460千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	20,480	800		21,280

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 800株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間末（平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）

(1) 現金及び預金	164,701	164,701	
(2) 未収委託者報酬	9,855	9,855	
(3) 未収収益	2,538	2,538	
(4) 立替金	4,392	4,392	
貸倒引当金	1,325	1,325	
資産計	180,161	180,161	
(1) 預り金	531	531	
(2) 未払金	108,898	108,898	
(3) 未払費用	4,319	4,319	
(4) 未払法人税等	1,362	1,362	
(5) 未払消費税等	1,214	1,214	
負債計	116,327	116,327	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 預り金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成26年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成26年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者 報酬	投信成功 報酬	その他	合計
外部顧客からの 収益	28,763	4,291	30,592	2,887	2,777	69,313

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ケイマン諸島	合計

営業収益	65,022	4,291	69,313
------	--------	-------	--------

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社	BY Premium Company
営業収益	31,040	3,571

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

< 1株当たり純資産額 >

当中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,059.93円

< 1株当たり中間純損失金額 >

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
1株当たり中間純損失金額	6,227.85円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純損失算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日
----	--------------------------

	至 平成26年9月30日
中間純損失金額（千円）	127,573
普通株主に帰属しない金額（千円）	
普通株式に係る中間純損失（千円）	127,573
普通株式の期中平均株式数（株）	20,484

（重要な後発事象）

当社は、平成26年11月18日開催の取締役会において、株主割当による増資の実施を決議し、平成26年11月21日に払込が完了しております。その内容は次のとおりです。

（1）増資の目的

当社の財務基盤強化を目的としております。

（2）増資の内容

- . 募集株式の種類 普通株式
- . 募集株式の数 400株
- . 募集株式の発行価額 1株につき 50千円
- . 募集株式の発行総額 20,000千円
- . 資本組入額の総額 払込増額のうち10,000千円を資本金とし、残額を資本準備金として
おります。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月19日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 重 雅 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中小型バリュウの平成26年5月15日から平成26年11月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中小型バリュウの平成26年11月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年5月15日から平成26年11月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ばんせい投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月28日

ばんせい投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	曾我 隆二 印
----------------	-------	---------

代表社員 業務執行社員	公認会計士	葛西 晋哉 印
----------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月18日開催の取締役会において、株主割当による増資の実施を決議し、平成26年11月21日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。